

総合評価落札方式！

最近、3 億円以上の公共工事で総合評価落札方式という言葉をよく聞きます。これまでは公共工事は金額のみの競争でしたが平成 16 年度頃から技術中心の総合評価落札方式が試行されています。この総合評価方式とは「品質の高い構造物を作ることを条件に契約を行うもので技術力優位の契約方式」といえるでしょう。これまでの金額競争方式では、相次ぐ低入札から、「安かろう悪かろう」が増加傾向にありました。不適格な施行業者を排除しない限りこの現象に歯止めがかからないということで、こういった方式が採用されるようになったのでしょうか、制度で決まると、必ずその裏を掻き潜る人間が出てきて制度が疲労してくるということも考えられます。やはり、モラルの向上が最大のポイントとなるのではないのでしょうか。

鹿児島県においては「県産材を使いましょう」ということで、「認証かごしま材」が制定され、認証工場が認定されました。鹿児島県の県土を守るためには、鹿児島県の山を守らなければならない。だから鹿児島で育った木であることを証明すると同時に、均一な品質の加工のできる県内の工場を認定し、多少高くても、それを使ってもらうことで、県内の山にお金を返し、山を活性化させようという趣旨でスタートしたはずです。しかし、トレイサビリティを行う事は、机上では簡単ですが、現場では非常に難しいことです。幅・成・長さ・樹種の組合せで多種類の製品になります。ある山から出た丸太からできた製品だけでは足りずに納品するときは別の山のものと当然混在します。すべて県内産の丸太なら良いですが、県外の丸太が混ざると製品の状態ではどこの産地の丸太からできた製品か判らなくなります。そうすると、「認証材のシール」と認証工場が発行する「品質証明」と原木市場の発行した「産地証明」を信じるしか方法はありません。モラルが要求される所以です。

今年の初め、公共工事である木材屋さんが、「県内産」ということで仮発注を受、納期に間に合わせるべく製品を準備したのに、何時までたっても正式の注文が来ないので、現場に出かけたところ、すでに工事は進んでおり、県外の製品が使われていたということがありました。県の方に問い合わせたところ、「県内産では間に合わないので県外産を使わせてください」という陳情があったそうです。担当者はその言葉を鵜呑みにして許可したということでしたが、どこでそういうことになったかの追求は行われませんでした。

4 月からグリーン購入法により、合法的に生産された木製品で無ければ公共には納入できないようになりました。11 月には県内でも合法木材を扱っている事を証明できる会社の認証が始まりますが、形式のみに終わらないことを期待したいですね。自然の恵みを受けて育った木材を仕事の糧にしている我々は、モラルある企業人でありたいものです。

【情 報】

テレビの「開運！なんでも鑑定団」で有名な 中島誠之助氏の講演会があります。

演題 「鑑定団といい仕事」 古美術鑑定家 中島誠之助 氏

日時 平成 18 年 11 月 22 日(水) PM3:00~5:00

場所 城山観光ホテル 飛天の間

主催 鹿児島相互信用金庫 そう倶楽部室(三絃会)

会費 無料(但し上記主催者へ申し込みが必要です)

【定休日】11 月は 4, 5, 11, 12, 18, 19, 23, 26 日となります

12 月は 3, 9, 10, 17, 24, 29, 30, 31 日となります

ご協力お願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

